

競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

北海道警察旭川方面本部長 様

令和7年度において、北海道警察旭川方面本部が発注する北海道警察旭川方面指定庁舎電力（業務用）需給契約に係る競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

申請人の 所在地	郵便番号				—					電話（ ）	—
フリガナ 商号又は名称											
フリガナ 代 表 者											
本申請に係る 連絡先 (担当者)	所 属 氏 名 電話番号	FAX 番号									

(代理人による申請を行う場合)

申請代理人 の所在地	郵便番号				—					電話（ ）	—
所属、役職 フリガナ 氏 名											

※代理人申請は、委任状により資格審査申請の権限を委任されている場合に可能。

- ☐ 私は、競争入札参加資格審査申請に当たり、次のいずれにも該当していることを申し出ます。
- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
 - 2 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - 3 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - 4 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - 5 暴力団関係事業者等でないこと。
 - 6 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
 - 7 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - 8 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
 - 9 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約が50キロワット以上の電力供給実績があること。
 - 10 資格審査の申請をする日の直前2年間に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。
 - 11 北海道の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱（平成28年10月31日付け総務第2762号）の第5の環境配慮審査基準に適合する者であること。
- ☐ 私は、北海道が実施する競争入札参加資格審査の申請に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。
- 上記の誓約に反することが明らかになった場合は、競争入札参加資格を制限されても異存ありません。
- また、上記の誓約の内容を確認するため、北海道が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。
- （※代理人による申請の場合は、例示様式2にて申請者が誓約をしなくてはなりません。）

※上記□にチェックを入れてください。

提出書類等一覧

競争入札参加資格審査申請書の他に、次に掲げる書類を提出してください。

(※登記事項証明書、各納税証明書等については、申請受付時前3か月以内に発行された最新のものを提出してください。)

なお、提出を受けた書類は返却いたしません。

【提出期限】令和7年10月6日(月)

区 分		法人	個人	中小組合	備 考
1	登記事項証明書等（現在事項全部証明書）（※写し可）	◎		◎	法務局の発行するもの
2	定款又は寄付行為（※写し）	○		◎	会社以外の法人の場合 中小企業組合等の場合
3	貸借対照表（※写し）	○			会社以外の法人の場合 合名会社、合資会社の場合
4	身分証明書（※写し可）		◎		市区町村の発行するもの
5	道税（道が賦課徴収するものに限る）に滞納がないことの証明書（※写し可）	◎	◎	◎	道税事務所、各総合振興局（振興局）税務課（納税課）の発行するもの
6	本社が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書（※写し可）	○	○	○	道税の納税義務がない場合に提出 ※本社が道外で道内に支社等がある場合について 本社が道外であっても、道内に支社等を置いている等の理由で北海道に納税義務がある場合は「道税に滞納がないことの証明書」を提出してください。この場合、本店に係る「本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書」については提出不要
7	消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（※写し可）	◎	◎	◎	税務署の発行するもの 国税通則法施行規則別紙9号書式その3の2（個人用）又はその3の3（法人用）
8	健康保険・厚生年金保険の届出義務を履行している事実を証する書類（※写し）	◎	◎	◎	①納入告知書 ②資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書 ③適用通知書 ※①②③など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ
9	雇用保険の届出義務を履行している事実を証する書類（※写し）	◎	◎	◎	①保険関係成立届 ②領収済通知書 ③概算・確定保険料申告書（控） ※①②③など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ
10	社会保険及び雇用保険の届出義務のないことを証する書類	○	○	○	社会保険等適用除外申出書（例示様式1） ※健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務のない場合に提出してください。
11	小売電気事業者の登録を受けていることを証する書類	○	◎	◎	小売電気事業者の登録に係る経済産業大臣通知の写し ※一般送配電事業者である小売電気事業者は提出不要です。
12	高圧電力の供給実績があることを証する書類	◎	◎	◎	別紙供給実績調査書及び契約書等の写し
13	暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であることを証する書類	○	○	○	暴力団員等に該当しない者であること等の誓約書（例示様式2） ※申請手続を申請者本人が行うときで、申請書において申請者が誓約書の内容を誓約した場合は、誓約書の提出を要しない。 ※代理人で申請している場合は必要。
14	再エネ特措法等の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であることを証する書類	◎	◎	◎	誓約書（例示様式3）
15	環境配慮基準に適合する者であることを証する書類	◎	◎	◎	別記様式環境配慮入札適合証明書及び確認資料等
16	その他旭川方面本部長が必要と認める書類				必要に応じ申請内容を確認するために、他の書類の提出を求める場合があります。

(注) 1 ◎印は、必ず提出しなければならない書類です。

2 ○印は、該当するときに提出する書類です。

例示様式1

社会保険等適用除外申出書

北海道警察旭川方面本部長 様

次の理由により、社会保険又は雇用保険の届出義務のないことを申し出ます。

また、上記の申出の内容を確認するため、北海道が他の官公署等に照会を行うことについて承諾します。

【社会保険】

☐健康保険 ☐厚生年金保険

- 1 従業員5人未満の個人事業所であるため
- 2 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所のため
- 3 その他

注1 届出義務のない保険の種類をチェックし、該当する番号を○印で囲んで下さい。

- 2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。
(例)〇〇年金事務所に確認し、△△により適用除外となる。

【雇用保険】

- 1 役員のための法人であるため
- 2 その他

注1 該当する番号を○印で囲んで下さい。

- 2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。
(例)ハローワーク〇〇に確認し、△△により適用除外となる。

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

別紙

供 給 実 績 調 書

小売電気事業者名_____

○ 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約電力が50kW以上の電力供給実績

供給先	供給電圧（V）	契約電力(kW)	契 約 期 間
			～
			～

- ※ 1 直前1年間に供給実績があれば、契約の始期及び終期は問わない。
- 2 上記項目が記載されていれば、任意様式で構わない。
- 3 契約書の、上記項目が掲載されたページの写しを添付すること。上記以外の不要事項は適宜塗りつぶして差し支えない。

暴力団員等に該当しない者であること等の誓約書

北海道警察旭川方面本部長 様

私は、北海道が実施する競争入札参加資格審査の申請に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるととともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、競争入札参加資格を制限されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、北海道が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

令和 年 月 日

所 在 地 〒
商号又は名称
代 表 者

誓 約 書

北海道警察旭川方面本部長 様

私は、電気事業法その他の電気事業に係る法令又はこれらの関係法令に基づく命令若しくは処分等に違反した事実がなく、今後も、これらの関係法令等を遵守することを誓約します。

また、私は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表を資格審査の申請をする日の直前2年間にされたことはありません。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、競争入札参加資格を制限されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、北海道が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

令和 年 月 日

所 在 地 〒

商号又は名称

代 表 者

別記様式

環境配慮入札適合証明書

令和 年 月 日

北海道警察旭川方面本部長 様

住 所
会 社 名
代表者氏名

令和7年8月29日付け北海道警察旭川方面本部告示第133号により公告のありました北海道警察旭川方面指定庁舎電力（業務用）需給契約に係る一般競争入札の環境配慮資格要件について、環境配慮審査基準表に基づき算定した点数等は、次のとおり相違ないことを証明します。

No.	項 目	数 値 等	点数	確認資料
①	1 kWh当たりの二酸化炭素排出 係数（単位：kg-CO2/kWh）	（ ） kg-CO2/kWh		公表資料
②	未利用エネルギー活用状況	活用 ・ 未活用 （ ） %		算出根拠を示す資料
③	再生可能エネルギー導入状況	活用 ・ 未活用 （ ） %		算出根拠を示す資料
④	環境マネジメントシステムの取得 状況（ISO14001等）	全社・一部・未取得		登録証の写し等
⑤	北海道内の森林の機能増進活動 への参加状況	参加 ・ 不参加		取り組み状況を確認 できる資料
①～⑤の合計点数				

- 注1）上表の「数値等」及び「点数」には、別表により算出した値等を記載すること。
- 注2）上表の合計点数が70点以上である者を本案件の入札適合者とする。
- 注3）①から⑤の項目に係る確認資料を添付すること。
- 注4）①から③までの項目に係る数値は、令和5年度の実績値を使用すること。

〔沿革〕 平成29年10月3日総務第1461号改正
平成30年11月 9 日総務第2203号改正
令和元年10月18日総務第2857号改正
令和 2 年11月 9 日総務第2752号改正
令和 3 年10月19日総務第3432号改正
令和 4 年11月14日総務第2664号改正
令和 5 年11月17日総務第2922号改正
令和 6 年 7 月25日財産第 887号改正
令和 7 年 3 月21日財産第2520号改正

北海道の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱

第1 趣旨

- 1 この要綱は、道が締結する電力の調達契約について、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、小売電気事業者の電力供給事業における温室効果ガス等の排出の削減その他の環境への負荷低減に配慮した取組に関する要件（以下「環境配慮資格要件」という。）を定めて行う入札（以下「環境配慮入札」という。）の試行に関し必要な事項を定める。
- 2 環境配慮入札に参加する者に必要な資格に関する事務処理については、法令等並びに競争入札参加資格関係事務処理要綱及び同要領に別段の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

第2 対象範囲

環境配慮入札の試行は、高圧受電施設の庁用の電力の調達契約に係る一般競争入札であって、総務部で執行する入札を対象として行うものとする。

第3 提出書類

環境配慮入札に参加しようとする者の競争入札参加資格申請書（競争入札参加資格関係事務取扱要領別記第1号様式）には、環境配慮入札適合証明書（別記様式）及び確認資料（以下「適合証明書等」と総称する。）を添付させるものとする。

第4 環境配慮資格要件

環境配慮資格要件は、第5に規定する環境配慮審査基準に適合する者であることとする。

第5 環境配慮審査基準

総務部長は、環境配慮入札に参加しようとする者から提出された適合証明書等の内容を審査し、別表の左欄に掲げる環境評価項目ごとに、同表中欄に掲げる評価区分に応じて同表右欄の点数を付与した合計が70点以上である者を、環境配慮審査基準に適合する者とする。

第6 その他

- 1 環境配慮入札の試行に関し必要な事項は、この要綱に定めがあるもののほか、総務部長が定める。
- 2 この要綱は、「道における環境配慮契約への対応方針」（平成26年3月31日付け環境第2076号）」に基づき、必要な見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成28年10月31日から施行する。

別表

環境配慮審査基準表

No.	環境評価項目	評価区分	点数
①	1 kWhあたりの二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.425未満	7 0
		0.425以上 0.450未満	6 5
		0.450以上 0.475未満	6 0
		0.475以上 0.500未満	5 5
		0.500以上 0.525未満	5 0
		0.525以上 0.550未満	4 5
		0.550以上 0.575未満	4 0
		0.575以上 0.600未満	3 5
		0.600以上	0
②	未利用エネルギーの活用状況	0.675%以上	1 0
		0%超 0.675%未満	5
		活用していない	0
③	再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	2 0
		5.00%以上 8.00%未満	1 5
		2.50%以上 5.00%未満	1 0
		0%超 2.50%未満	5
		活用していない	0
④	環境マネジメントシステムの導入状況	全社で取得	1 0
		一部で取得	5
		取得していない	0
⑤	北海道内の森林の機能増進活動への参加状況	参加している	5
		参加していない	0

※ 環境評価項目の定義等は別紙による

別紙

No.	評価項目	定義等
①	1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている指定年度の調整後二酸化炭素排出係数。なお、公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。
②	未利用エネルギー活用状況	指定年度の未利用エネルギーの活用状況は、次の計算式による値。 $\text{未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)} \div \text{供給電力量(需要端)} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ② 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の推進に関する特別措置法（平成23 年法律第108 号）（以下「FIT 法」という。）第二条第4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス 3 指定年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 指定年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③	再生可能エネルギー導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は次の計算式による値。 $(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}) \div \text{⑥} \times 100$ ① 指定年度に自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh）） ② 指定年度に他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く） ③ グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、指定年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、指定年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネ

		ルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh) (ただし、指定年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 指定年度の供給電力量 (需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギー電気とは、FIT法第2条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 指定年度の再生可能エネルギー電気の利用量等 (①+②+③+④+⑤) には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 指定年度の供給電力量 (⑥) には他小売電気事業者への販売分は含まない。
④	環境マネジメントシステムの取得状況	評価対象となる環境マネジメントシステムは、「ISO14001」、「エコアクション21」、「エコステージ」、「KES」又は「HES」とする。
⑤	北海道内の森林の機能増進活動への参加状況	評価対象となる活動は、当年度を含む過去3カ年において、北海道、道内市町村若しくは北海道内の緑化活動団体 (下記URLを参照) が主催する植樹・育樹活動への参加又は自社が主体となって実施する北海道内の植樹・育樹活動をいう。 URL : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sky/homepage/midori/midori-homepage/dantai_00.htm ※ 植樹・育樹活動とは、山林、林、河川敷、公園等の植樹及び樹木を育成するための活動をいう。

※ 指定年度は令和5年度とする。

北海道警察旭川方面指定庁舎電力（業務用）需給契約に関するよくある質問と回答

No.	質 問 事 項	回 答
1	入札対象施設の現供給者は。	北海道電力株式会社です。
2	契約期間中に、契約に影響する工事の予定及び供給停止となる施設はあるか。	契約期間中に、2施設で電気工事の予定があります。 ア 「2旭川方面本部総合庁舎」 高圧ケーブルの取替え及びLED照明への取 替え工事を予定しています。 イ 「3旭川中央警察署庁舎」 車庫の解体工事を予定しています。
3	これまでみなし小売電気事業者又は一般送配電事業者から供給を受けていて、初めて入札対象となった施設があるか。	「8深川警察署庁舎」です。
4	計量器はスマートメーターか。	対象施設はすべてスマートメーターです。
5	計量日時を「毎月末日24時」から「毎月1日0時」に変更することは可能か。	変更はできません。 なお、契約書第7条第1項は、電力量の記録時点を定めたものであり、検針（読み取り）は0時以降であっても差し支えありません。
6	検針票をWEBからのダウンロードとすることは可能か。	使用電力量等の通知は、契約書第7条第1項により「書面」での通知となりますので、WEBでの発行は認めません。通知の方法として「電子メール」を使用することは可能です。なお、いわゆる「検針票」として別途発行する必要はなく、請求書への同封や、請求書の所定欄に記載する方法でも構いません。
7	契約締結時、契約内容について一部変更したい場合、協議を行うことは可能か。また、契約の変更が不可能な場合、別途、協定書を締結することは可能か。	契約の根幹に係る事項以外は、協議により変更することが可能です。 契約書以外に協定書等を締結することはありません。
8	契約期間中において、一般送配電事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能か。	契約書第4条により、協議の上変更することができません。
9	落札後に、電力量の計算区分を変更することは可能か。	できません。道の契約書によります。
10	契約変更協議の前提として当方の約款を適用できるか。	参考としますが、小売電気事業における標準的取扱方法についても考慮する必要がありますので、常に契約の相手方の約款を適用できるとは限りません。
11	告示されている各種様式をデータでもらうことは可能か。	データでお渡しはしておりません。なお、要件を具備したものであれば、同様の書式で任意に作成したもので構いません。
12	入札金額には、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を含めるか。	含めません。
13	入札書を送付により提出する場合、封筒の表示、郵送方法に指定はあるか。	物品競争入札心得第3条第2項のとおりです。なお、入札の公告で示す期日までに到着する必要があります。
14	送付による入札の場合、再度入札分の入札書を同封してよいか。	2以上の入札書を同封した場合、物品競争入札心得第7条の(5)により無効入札となります。再度入札となる場合は、別途日時を指定して行います。
15	毎月20日までに請求を行う旨の記載があるが、月初めの連休等で指定日を過ぎる場合は、了承してもらえるか。	契約書第9条第1項のとおり、「原則として」ですので、相応の理由があれば了承致します。
16	支払方法は口座振込となるのか。その場合の振込手数料は北海道の負担で良いか。	振込手数料は北海道が負担します。 ただし、旭川方面本部総合庁舎は複数の官公署で構成されているため、それぞれの官公署より振り込みされます。

北海道警察旭川方面指定庁舎電力（業務用）需給契約に係る質問書の提出方法

- 本件入札に関して質問がある場合は、次の方法で質問書を提出してください。

なお、本ホームページ掲載の資料等（特に「入札説明書」、「契約書（案）」及び「よくある質問と回答」）を事前によく確認の上、質問書の作成をしてください。

1 質問書の様式

別紙のとおり（要件を具備していれば、様式は問いません。）

2 質問書の提出期限

令和7年9月26日（金）午後5時まで

3 質問書の提出方法

持参、郵送、FAXのいずれかによる。

(1) 住 所： 〒078-8511 北海道旭川市1条通25丁目487番地の6

(2) F A X： 0166-34-1995

(3) 宛 先： 北海道警察旭川方面本部会計課調度係

注）封筒の表面又はFAXの標題に「北海道警察旭川方面指定庁舎電力（業務用）需給契約質問書」等と明記してください。

4 回答の方法

電話又はFAXにて回答します。

5 電話照会

簡易な確認事項については、電話照会も可能です。一般的な質問事項も下記電話番号で受け付けます。

T E L：0166-35-0110 内線2232 【本件担当 中川】

※ 照会受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

別紙

北海道警察旭川方面指定庁舎電力（業務用）需給契約に係る質問書

会社等の商号又は名称	
担当者の所属・職・氏名・連絡先（電話・FAX）	
提出日	

No.	質 問 内 容

【回答方法】 電話 ・ F A X

※ 希望する方に○をつけて下さい。